

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んで参ります。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 会社情報を適時適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 監督と執行を分離することにより、取締役会による業務執行の監督機能を実効化する。
- (5) 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

上場株式の政策保有に関する方針および政策保有株式に関する議決権行使基準につきましては、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス原則」の第4条に規定しておりますのでご参照下さい。当社は、取締役会において1年に1回すべての政策保有株式について、ROICを用いた定量的検討と事業上の必要性等の定性的検討にもとづく総合的判断を行い、保有の意義があるか検証しています。

(<http://www.tn-sanso.co.jp/jp/ir/pdf/gover/gover16.pdf>)

【原則1-7】

関連当事者間の取引については、その手続きの枠組みを当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス原則」の第5条に規定しておりますのでご参照下さい。

(<http://www.tn-sanso.co.jp/jp/ir/pdf/gover/gover16.pdf>)

【原則2-6】

当社は、年金資産運用委員会を設置し、企業年金の運用について審議しています。当社は、企業年金の運営に当たっては、利益相反が適切に管理されるように配慮した上で、従業員の安定的な資産運用に資するよう、積立金の運用に関する基本方針を定めるとともに、運用目的達成に必要な政策的資産構成割合を定めています。また、定められた政策的資産構成割合にもとづき最適な運用受託機関を決定し、決定した運用受託機関の定量的・定性的な評価を実施するとともに、積立金の運用結果を含め業務の概況については従業員に開示しています。

【原則3-1(1)】

当社は、企業理念を定めてホームページにて公表しておりますのでご参照下さい。

(<http://www.tn-sanso.co.jp/jp/company/mission.html>)

当社は、長期経営ビジョンと中期経営計画を定めてホームページにて公表しておりますのでご参照下さい。

(<http://www.tn-sanso.co.jp/jp/company/plan.html>)

【原則3-1(2)】

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を「コーポレートガバナンス原則」として定めてホームページにて公表しておりますのでご参照下さい。

(<http://www.tn-sanso.co.jp/jp/ir/pdf/gover/gover16.pdf>)

【原則3-1(3)】

取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きについては、本報告書の2「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」1.「機関構成・組織運営等に係る事項」の【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照下さい。

【原則3-1(4)】

当社は、取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きを、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス原則」の第14条から第16条に規定しておりますのでご参照下さい。

(<http://www.tn-sanso.co.jp/jp/ir/pdf/gover/gover16.pdf>)

【原則4-1-1】

当社は、経営陣に対する委任の範囲を、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス原則」の第8条第3項に規定しておりますのでご参照下さい。

(<http://www.tn-sanso.co.jp/jp/ir/pdf/gover/gover16.pdf>)

【原則4-9】

当社は、独立社外取締役の独立性判断基準を当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス原則」の第10条第2項に規定しておりますのでご参照下さい。

(<http://www.tn-sanso.co.jp/jp/ir/pdf/gover/gover16.pdf>)

【補充原則4-11-1】

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定めて、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス原則」の第10条に規定しておりますのでご参照下さい。

(<http://www.tn-sanso.co.jp/jp/ir/pdf/gover/gover16.pdf>)

【補充原則4-11-2】

社外取締役勝丸充啓は、株式会社シマノ及び株式会社Morixの社外取締役を兼任しております。また、取締役伊達英文は、株式会社三菱ケミカルホールディングス 執行役常務最高財務責任者を兼任しております。社外監査役については他の上場会社の役員の兼任はございません。

【補充原則4-11-3】

各取締役に対する質問票方式で実施しております。これまでは取締役会事務局が質問票を作成しておりましたが、より広い視野から取締役会の評価を行うことを目的として、当期は外部のコンサルタントに質問票の作成を依頼しました。質問票では、「取締役会の役割・機能」、「取締役会の構成・規模」、「取締役会の運営」、「監査機関との連携」、「経営陣とのコミュニケーション」、「株主・投資家との関係」などの項目について項目毎にいくつかの質問を用意しました。具体的な進め方としては、1月の取締役会で質問票の内容を取締役に説明して配布し、各取締役が質問票に意見を記載して議長に提出した後、4月度の取締役会で提出された意見をもとに取締役会の実効性について現状の評価を行うとともに、問題点と改善策について討議しました。

その結果、取締役会は求められている役割を果たしていることが確認されましたが、今後より適切にその役割を果たすため、議長からの提案にもとづいて、海外事業の報告を充実させることや株主との対話の内容を取締役会に定期的に報告することを5月度の取締役会で取り決めました。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針を定めて、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス原則」の第18条に規定しておりますのでご参照下さい。

(<http://www.tn-sanso.co.jp/jp/ir/pdf/gover/gover16.pdf>)

【補充原則5-1】

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を「大陽日酸株式会社ディスクロージャー方針」に定めて、当社ホームページにて公表しておりますのでご参照下さい。

(<http://www.tn-sanso.co.jp/jp/ir/management/disclosure.html>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三菱ケミカルホールディングス	218,996,766	50.59
大陽日酸取引先持株会	18,595,521	4.30
JFEスチール株式会社	12,627,400	2.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,916,900	2.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,146,500	2.34
明治安田生命保険相互会社	10,007,471	2.31
株式会社みずほ銀行	8,182,847	1.89
農林中央金庫	7,000,840	1.62
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1	6,633,056	1.53
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	5,020,410	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	——
親会社の有無 更新	株式会社三菱ケミカルホールディングス (上場:東京) (コード) 4188

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期 更新	3 月
業種 更新	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、支配株主と取引を行うに際しては、他の取引や市場価格を参考にして、合理的な契約条件や価格を定めることとしています。また、当社は、支配株主と行う当社の通常の事業に含まれない取引のうち重要なものについては、取締役会の承認を受けることとしています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社である株式会社三菱ケミカルホールディングスと平成26年5月13日付で基本合意書を締結しており、当該基本合意書において、株式会社三菱ケミカルホールディングスは、同社の「グループ経営規程」の下、当社の自主性を尊重し、当社を全面的に支援及び協力することを規定しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新15名
定款上の取締役の任期	更新1年
取締役会の議長	更新社長
取締役の人数	更新9名
社外取締役の選任状況	更新選任している
社外取締役の人数	更新2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新2名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山田昭雄	その他											○
勝丸充啓	弁護士											○

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田昭雄	○	――	公正取引委員会において要職を歴任し、現在、公益財団法人公正取引協会会長、グローバルにサービス提供している法律事務所のシニアアドバイザーに就任しており、また上場企業での社外取締役の経験があることから、社外取締役として適任であると判断しております。また、その経歴より一般株主と利益相反を生じるおそれがない者として、独立役員に指定しております。

勝丸充啓	○	——	法務省および検察庁において要職を歴任し、現在、弁護士であることから、社外取締役として適任であると判断しております。また、その経歴より一般株主と利益相反を生じるおそれがない者として、独立役員に指定しております。
------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問を受けて、取締役候補、監査役候補、CEOの後継者候補の推薦および取締役の報酬内規の提案を行なっています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の数 更新	5名
監査役の数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は4名の常勤監査役のうち3名が社外監査役であります。監査役は取締役会および経営会議へ出席し、取締役の業務執行を客観的な立場から監視するとともに、公正な視点で意見の形成・表明を行っております。監査の実施にあたっては、会計監査人から監査計画、監査実施状況の報告を受けるほか、内部監査を行う監査室から監査結果の報告を受けるなど、会計監査人および監査室とも連携して進めております。さらに、監査役による監査の実効性を確保するため、専任のスタッフによる監査役職務の支援のための監査役会事務局を設置しております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
樋口一成	他の会社の出身者												
藤森直哉	他の会社の出身者												
橋本明博	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
樋口一成	○	樋口一成氏は、当社の借入先である株式会社みずほ銀行の出身であります。当社は2019年3月期末の実績として、同行に対して483,050百万円の借入残高があります。	金融機関における長年の経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。また、その経歴より一般株主と利益相反が生じるおそれがない者として独立役員に指定しております。
藤森直哉		藤森直哉氏は、当社の兄弟会社かつ取引先である三菱ケミカル株式会社出身であります。当社は、2019年3月期の実績として、三菱ケミカル株式会社との間に2,101百万円の取引があります。	化学会社における経理部門での経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。
橋本明博	○	橋本明博氏は、当社の借入先である株式会社みずほ銀行の出身であります。当社は2019年3月期末の実績として、同行に対して483,050百万円の借入残高があります。	金融機関における長年の経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。また、その経歴より一般株主と利益相反を生じるおそれがない者として、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬は、役位別の固定報酬である「基本月例報酬」と役位別基準額に中期経営計画を目標とした各年度予算達成度(売上収益及びコア営業利益率)及び前期からの業績伸長度(売上収益、コア営業利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益)に連動した「業績連動報酬」からなり、それらは概ね6:4の割合で構成され、各人の支給額に反映しております。なお、社外取締役には、固定報酬である「基本月例報酬」のみを至急しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新

個別報酬の開示はしていない

全取締役の総額を開示しております。

取締役11名の総額273百万円(2018年4月1日～2019年3月31日 退任取締役5名分を含む)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬額は、取締役会の一任を受けた代表取締役社長が当社の定める一定の基準に基づき決定しております。なお、当社は複数の独立社外取締役及び代表取締役社長で構成され、社外取締役を委員長とする任意の「指名・報酬諮問委員会」を設置しており、取締役の報酬制度の妥当性については、取締役会の諮問を受け、本委員会で審議し、その結果を取締役に答申しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外監査役については、監査役会事務局に専任のスタッフを配置し、職務全般についてサポートする体制を整備しております。社外取締役に對しては、取締役会の議題について事前に資料を渡すとともに担当者が説明を行っております。また、社外取締役と監査役会は定期的に会合を持ち、当社グループの事業、内部統制およびコーポレートガバナンスに関する事項等について情報交換と認識の共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

取締役会は、的確な経営判断を可能とするため、取締役9名で構成されており、うち2名は社外取締役であります。定款で取締役の員数は15名以内と定めています。取締役会は毎月1回定期に開催され、重要事項が全て付議されるとともに、業務執行状況についても報告されております。取締役会には任意の諮問委員会である「指名・報酬諮問委員会」を設置しています。「指名・報酬諮問委員会」は、委員長を山田 昭雄(社外取締役)、委員を市原裕史郎(社長(CEO)、勝丸充啓(社外取締役)がそれぞれ務めています。取締役会は、「指名・報酬諮問委員会」に取締役・監査役候補の選定、執行役員の選定及び解任、社長(CEO)後継者の選定ならびに取締役報酬内規の改訂について諮問し、独立社外取締役から助言を得ることにより、意思決定の透明性と客観性を確保することに努めています。

当社と各社外取締役は、当社定款および会社法第427条第1項の規程に基づき、会社法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法425条第1項に定める額としております。

また、取締役会のほか、取締役及び関係執行役員で構成する経営会議を設置し、意思決定の迅速化を図っております。なお、事業年度における経営責任をより一層明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。監査役は4名の常勤監査役のうち3名が社外監査役であります。監査役は取締役会および経営会議へ出席し、取締役の業務執行を客観的な立場から監査するとともに、公正な視点で意見の形成・表明を行っております。監査の実施にあたっては、会計監査人から監査計画、監査実施状況の報告を受けるほか、内部監査を行う監査室から監査結果の報告を受けるなど、会計監査人および監査室とも連携して進めております。さらに、監査役による監査の実効性を確保するため、専任のスタッフによる監査役職務の支援のための監査役会事務局を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、上記2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項に記載の体制が、当社グループの事業特性および規模を考慮した最適なコーポレート・ガバナンス体制であると考えております。

社外取締役は2名であり、監査役4名のうち3名が社外監査役であります。また、社外取締役の2名と社外監査役のうち2名は東京証券取引所の定める要件を満たした独立役員であることから、経営監視機能の客観性および公正性は確保されるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日前より出来る限り早く発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避し、早期に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使手段の利便性を高めるため、電磁的方法による議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版を作成しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的説明会は、本決算発表後および第2四半期決算発表後の年2回、代表取締役社長 CEOが説明者となり、証券会社、機関投資家に所属する証券アナリストを対象に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	1. 決算短信 2. 株主総会招集通知・決議通知 3. 報告書 4. アニュアルレポート 5. 有価証券報告書 6. 電子公告 その他	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部 広報・IR部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの行動規範において、取引先、株主・投資家、従業員、地域社会との関係において遵守すべき事項を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	統合報告書を毎年作成し、ホームページで公開しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムについての基本方針

1. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する事項

当社グループとしての情報管理基本方針に基づく文書管理規程および情報システムセキュリティ基準その他の関連規程類に基づき、取締役の職務執行に係る文書および電磁的記録ならびに関連資料を関係部署が協力して適切に保存・管理することができるよう、情報管理委員会を設置しております。情報管理委員会は、取締役会に対して定期的に活動報告をしております。

2. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ全体のリスクを管理する組織として、リスクアセスメント委員会を設置し、当社グループの保有するリスクを抽出、評価し、個々のリスク毎の責任部署を明確にするとともに、リスクの検証および低減活動を通じて定期的にリスク管理体制の適切性をレビューしております。

また、保安、安全、品質、環境および知的財産を当社グループの経営上重点的にリスク管理すべき分野とし、これらを中心とする技術リスクのコントロールのために技術本部を主管部署として、技術リスク管理規程を制定するとともに、技術リスクマネジメント委員会を設置しております。リスクアセスメント委員会と技術リスクマネジメント委員会は、取締役会に対して定期的に活動報告をしております。

3. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限規程、組織規程に基づき適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備するとともに、業務執行部門に事業本部制を導入し、業務執行の迅速化を図っております。

また、長期経営ビジョンとグループ中期経営計画を策定し、当該計画目標の達成のために期首に部門および子会社毎に数値目標を設定し、この目標達成に向けて各部門・子会社が実施すべき具体的な取り組み方法を定めるとともに、四半期毎に目標の達成状況をチェックすることにより業務の効率性を確保しております。

更に、速やかな経営判断を可能にするため、取締役会以外に経営会議を設置し、これを定期的に開催しております。

4. 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループの全役職員を対象として社会的モラル、法令、企業倫理、社内規程の遵守の観点から適切な日常行動の指針とするため「太陽日酸グループ行動規範」を制定するとともに、「太陽日酸グループ行動規範ガイドブック」を作成してその周知を行っております。また、その徹底を図るため、社長直轄の組織として内部統制推進室を設置するとともに、グループチーフコンプライアンスオフィサー（GCCO）と、日本および海外7地域に地域コンプライアンスオフィサー（RCCO）を任命しております。GCCOおよびRCCOはコンプライアンス推進活動に関する指揮・監督権限を有し、当社グループのコンプライアンス推進活動の充実とその浸透に努めております。

日本においては、日本GCCOが主宰するコンプライアンス委員会を設置し、海外各地域については、GCCOが主宰し、各地域のRCCOで構成するグローバルコンプライアンスコミティを設置しております。コンプライアンス委員会およびグローバルコンプライアンスコミティは、取締役会に対して定期的に活動報告を行っております。更に、国内外ともにコンプライアンス・ヘルプラインを設けて、当社および子会社において違法、不正の疑いが持たれる行為が発見された場合には、直ちに相談できる体制を構築し、これを周知徹底し、コンプライアンス違反の早期発見、早期是正に努めております。一方、技術本部に技術監査部、社長直轄の組織として監査室をそれぞれ設置し、グループ全体の業務に関し、法令および社内規程からの逸脱をチェックする体制を構築しております。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程を制定し、各グループ会社別に主管部署を明確にするとともに、各グループ会社は一定事項につき事前に主管部署に承認を求め、または報告することを義務づけております。

また、当社の役職員を子会社への派遣役員として選任することにより、監視監督機能の実効性を確保しております。

6. 財務報告の適正を確保するための体制

当社グループの財務報告を適正に行うために、管理本部を責任部署として現行の業務プロセスが適正に機能することを検証するとともに必要な是正を行い、当社の「内部統制報告制度」として運用しております。

7. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役会の職務を補助する組織として、取締役の指揮命令から独立した監査役会事務局を設置し、専属の使用人を配置しております。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の監査役会事務局使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事考課は監査役が実施し、その人事異動・懲戒処分等については、監査役の事前同意を得ることとしております。

9. 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役会と取締役は定期的に会合を開催し、情報の共有に努めるとともに、取締役および使用人は、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく監査役会に報告しております。また、当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人は、またはに該当する事項について当社の主管部署に報告するほか、監査役もしくは監査役会に対しても直接報告することができます。これらの者は上記の報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けることはありません。

当社および子会社の経営に影響を及ぼす重要事項に関して取締役が決定した内容

担当部署が行う当社および子会社の内部監査の結果

コンプライアンス・ヘルプラインへの通報状況のうち、当社および子会社の経営に重要な影響を及ぼす事項

「太陽日酸グループ行動規範」に違反する事項のうち、当社および子会社の経営に重要な影響を及ぼす事項

品質不良、製品欠陥に関する事項のうち、当社および子会社の経営に重要な影響を及ぼす事項

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針

監査役が会社法第388条に基づいてその職務の執行について費用の前払いもしくは償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、内部監査担当部署と連携するとともに、会計監査人を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受領し、定期的に監査結果の報告を受けるなど密接に連絡関係を維持しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社グループの「行動規範」に「反社会的勢力との関係断絶」の項目を設けて、「反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持たない。また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭を渡すなどによる解決を図ったりしない。」旨を定め、役員および社員に徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢

当社は、当社グループ構成員の行動指針である「大陽日酸グループ行動規範」において、株主・投資家等に対し、当社グループの財務内容や事業活動状況等の経営情報を的確に開示するとともに、会社の経営理念・経営方針を明確に伝え、それらに対する意見・批判を真摯に受け止めることを定めております。

また、当社はディスクロージャ - ポリシーを定めてホームページにて公表しております。(http://www.tn-sanso.co.jp/jp/ir/disclosure.html)

2. 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

適時開示に関し、情報取扱責任者は管理本部長、公開担当部署は管理本部広報・IR部および管理本部財務経理部となります。

(1) 決定事実の開示

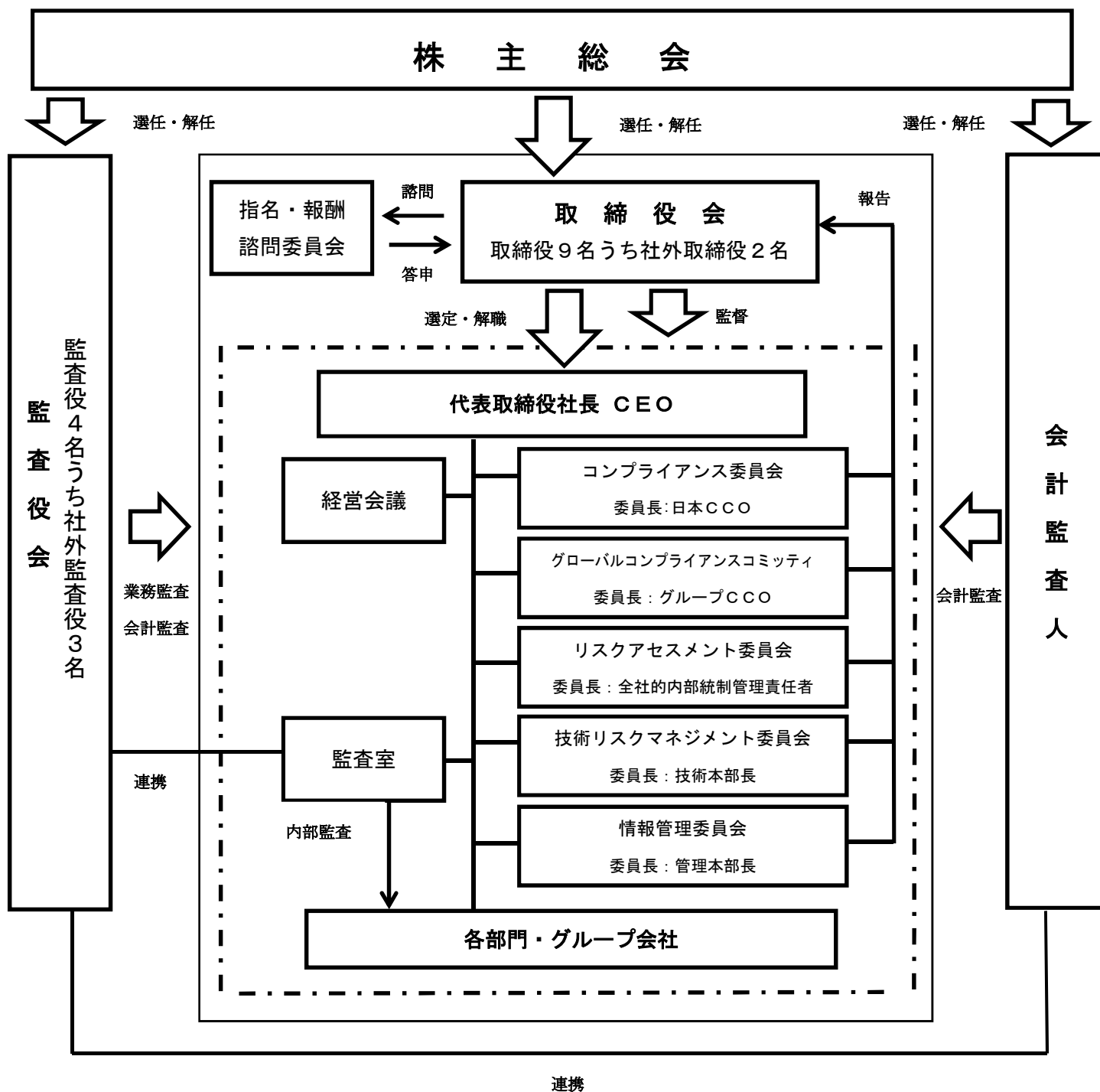
取締役会で決議された決定事実のうち、チーフコンプライアンスオフィサー ("CCO") が適時開示事項に該当すると判断したものは、管理本部広報・IR部または管理本部財務経理部を通じて適時開示を実施します。

(2) 発生事実の開示

重要事実に該当する可能性がある事実が発生した場合、当該事実の発生を認識した業務執行部門は、CCOに報告するとともに、必要に応じて代表取締役・取締役会・経営会議に報告します。CCOが適時開示事項に該当すると判断したものは、管理本部広報・IR部または管理本部財務経理部を通じて適時開示を実施します。

(3) 決算情報の開示

決算情報については、取締役会での決議後、CCOの指示のもと管理本部広報・IR部および管理本部財務経理部を通じて適時開示を実施します。



適時開示に係る社内体制図

- ①決定事実： 
- ②発生事実： 
- ③決算情報： 

